

(老人福祉施設・障害者支援施設・救護施設)

一般指導監査の実施頻度等の見直しについて

国の指導監査指針(※)が改正等されたことに伴い、西宮市社会福祉施設等指導監査事務要綱を改正しました。

これにより、老人福祉施設、障害者支援施設及び救護施設の一般指導監査頻度を以下のように見直しました。

- (※)「障害者支援施設等にかかる指導監査について」(令和2年7月17日付一部改正)
「生活保護法保護施設指導監査要綱」(令和2年7月1日改正)
「老人福祉施設指導監査指針」(令和3年11月15日制定、令和4年3月31日最終改定)

1. 実地指導監査の実施頻度の見直し

実地指導監査において、概ね適正な運営が確保されていると認めた場合、実地指導監査を2年に1回実施から3年に1回実施とします。

- ※ ただし、実地指導監査において運営や処遇に支障が生じていると認められる場合や、前回の実地指導監査以降、施設の運営や利用者の処遇について重大な苦情若しくは事故又は不祥事がある場合等については、上記にとらわれず、これまでどおり毎年度実施します。

2. 書面指導監査の取り扱い

実地指導監査を実施しない年度に実施していた書面指導監査について、原則実施しないものとします。

- ※ 救護施設については、従前より書面指導監査の規定なし。
※ ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響などやむを得ない事由により実地指導監査の実施が困難な場合については、書面指導監査を実施する場合があります。

3. その他

施設において高齢者・障害者虐待が発生又は疑われる場合や不正が発生又はその疑いがある場合において、市が必要と認めた場合は、事前通告なく実地指導監査の実施又は特別指導監査を実施する場合があります。

以上